

優勝劣敗と勝利至上主義が、殺人事件まで起こすような人間破壊をもたらしていること、さらに、商業主義や差別と選別の教育状況と結合し、スポーツの発展を歪めていること、また、地域スポーツの現状、施設問題、指導者問題がいかに深刻かについて、あるいは、国体の地域破壊、教育破壊についてなど、一切眼中にないかのごとくである。

## II. 課題の観念性—具体性の欠如

現実の問題がリアルにとらえられていないため、提起される課題も観念的にならざるをえない。提起されている課題は次の2点。①「競技スポーツにおける世界水準」からの遅れをどうとりもどすか。②「学校体育と社会体育の連携」を図って、「生涯スポーツ」を推進する。これについては、  
・「学校生活を終えて社会に出た後においても、継続してスポーツ活動を楽しむことのできる技能や態度などの育成を図る」  
・施設の整備基準を策定する  
・資格認定制度を整備する、等があげられている。

## III. 改革の方向

IIの②の施設整備や指導者問題については、実は1972年の保体審で具体的に述べられたことであり、その実現を政府がサボってきたにすぎない。

そうすると、今回改めてうちだした内容の核心はどこにあるのか。いうまでもなく、競技スポーツの向上しかも世界水準に達するような選手をどうして養成するか。この一点につきる。この点だけが、極めて具体性をおびる。すなわち、a. ジュニア層—6年制体育中学の設置、対外競技基準のさらなる緩和、b. 第一線級選手の強化—免許制度特別措置の整備、スポーツ奨学制度の整備拡充、c. 民間組織の整備—企業の果たす役割評価、d. 首相の私的諮問機関として「官民一体」の「ハイレベル」の、スポーツ振興懇談会の設置—（既に設置され、88年3月報告書を作成した）などである。

## IV. 「スポーツと教育」が意味するもの

## (2) 臨教審『第三次答申』「スポーツと教育」について

関 春南

### I. 現状認識について

①スポーツ活動にたいする手放しの賛美—「スポーツ活動は身体や精神を鍛え、競争的あるいは克服的な楽しみを味わわせ、さらにスポーツを通じて友好と親善を図るなど社会的・国家的な交流を深める機能をもつ。また、スポーツは、他者とは公正な競争であり、味方との関係においては共同であり、したがってルールを守り、役割を分担して成立する」「この点でスポーツ活動は重要な役割をもっており、こうして得られた資質は、他の社会生活にも好ましい影響を与える」というもの。

②「国民一般のスポーツ活動」と「第一線選手の競技力」との関係の一面化—「競技スポーツにおける成果は国民一般、とくに青少年のスポーツに対する意欲をかきたて、スポーツ活動の普及・振興に好ましい影響をもたらすとともに、民族・社会の活力を増大させる」という表現にみるように、後者の発展が前者の発展を保障するという立場にたつ。

③総じて、国民のスポーツの現状に対する認識の甘さ（欠如）—例えば、少年スポーツ、老人スポーツ、ママさんスポーツなどは、全国大会化し、

臨教審答申の中に一章が設けられ述べられるということ自体異例なことであり、スポーツが国家の政策上からも重要になってきたことを物語っている。内容的には、政治主義的、経済主義的要請を受け、ナショナルなシンボルを高めることが、とりわけスポーツに要請されてきている。つまり、国際舞台で日の丸を掲げることの要請がいかに強いかを如実に示している。国際社会のなかでの日本の位置の変化につれて、スポーツ・ナショナリズムは新しい段階をむかえたのではないか、とさえいえる。